

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
 国民健康保険税／第4期
 後期高齢者医療保険料／第4期
 保育料／10月分
 納期限／11月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用
 ください。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。

年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

今年度から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
		6月	8月	10月	12月
算出方法	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		

新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等が所有する償却資産と事業用家屋について、事業収入の減少割合に応じて、令和3年度分の1年間に限り、固定資産税を軽減します。

(1) 対象となる事業者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小企業者等(※)が対象となります。

※中小企業者等とは

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資金を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 従業員数が1,000人以下の個人

ただし、大企業の子会社等(次のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。

- ・ 同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株

式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人

・ 2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

(2) 対象となる資産

償却資産と事業用家屋

※事業用家屋は事業の用に供している部分のみが適用対象となります。

(3) 軽減される率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1



(4) 申告方法

認定経営革新等支援機関等(商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等)の確認を受けた申告書と、同機関に提出した書類と同じもの(写し可)を提出してください。

● 提出書類

1. 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることなどについての誓約など
2. 収入減を証する書類(会計簿や青色申告決算書の写し等)
3. 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書等)

※場合によって提出が必要となる書類

・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

● 申告期間

令和3年1月から予定しており、令和3年2月1日までとなります。

● 問合せ先

総務部税務課

行政相談週間(10月19日(月)～25日(日))

ご利用ください『行政相談』

「行政相談」をご存知ですか

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。問題を解決するため、相談に応じて助言などを行います。相談は無料、秘密は厳守しますので気軽に相談してください。

行政相談所

- **日 時** 偶数月の19日 午後1時～4時(土曜・日曜および祝日の場合は次の平日)
10月は19日(月) 午後1時～4時に開催します。
- **場 所** ふれあいの郷 相談室
- **相談担当者** 行政相談委員 山田 信之

※「行政相談委員」とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局では、次のとおり「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金、登記等の行政相談をはじめ、税金に関する相談、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。(弁護士、税理士等への相談は、事前予約が必要です。)

相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご利用ください。

名古屋会場

- **日 時** 10月14日(水) 午前10時～午後3時
- **場 所** ナディアパーク 3階デザインホール
地下鉄 栄駅7・8番出口から徒歩7分
矢場町駅5・6番出口から徒歩5分
矢場公園北隣
- **問合せ先** 総務省 中部管区行政評価局
名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
☎052-972-7415

